

中津川市特定不妊治療費助成事業(説明)

平成23年4月 中津川市健康医療課

(1)助成の対象となる者

助成の対象者は以下のすべてに該当する方です。

- ①中津川市内に住所を有し、法律上の婚姻をしている夫婦。
 - ②特定不妊治療以外に妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に判断された方
 - ③岐阜県特定不妊治療費助成事業の助成対象となっている方
- *夫と妻の所得の前年合計が730万円未満

(2)対象となる治療

岐阜県が指定した医療機関での以下に挙げる治療のみ対象となります。

- ◇体外受精
- ◇顕微受精

(医師の判断に基づき、途中で治療を中断した場合も対象となります。)

ただし、以下の治療法は対象となりません。

- ・夫婦以外の第3者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療。・代理母・借り腹
- ※岐阜県が指定した医療機関

(3)助成金額と期間

支払った治療費から岐阜県の助成額を差し引いた金額の2分の1以内で、1回の治療につき10万円を限度とし、1年度目は3回まで、2年度目以降年2回を限度に通算5年間、10回まで助成を受けることができます。

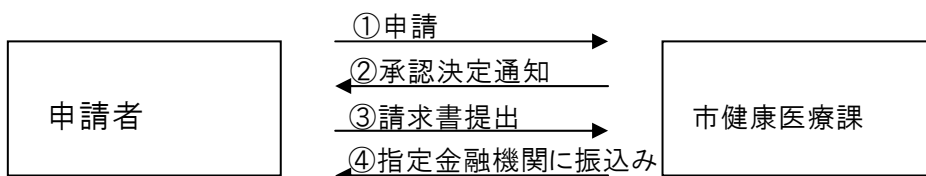
(4)助成の申請

助成を希望される方は、別紙「特定不妊治療費助成の申請必要書類」にある書類をそろえて中津川市に提出してください(なお提出は郵送でも可能です)。

提出期限は、治療が終了した日の属する年度内です。前年度で治療が終了しているものは受付けません。3月末に治療が終了するなど、治療終了が年度末となり、必要書類の取得がその年度内に間に合わないような場合はご連絡ください。

(5)申請から助成金の支払いまでの流れ

市健康医療課にて申請手続きをしていただいた後、承認審査を実施、決定後、市のほうから指定された金融機関の口座に助成金を振り込みます。



特定不妊治療費助成の申請必要書類

① 中津川市特定不妊治療費助成事業申請書	申請者が作成
② 岐阜県特定不妊治療費助成事業の助成対象に該当する証明	「県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書」と「県特定不妊治療費助成事業申請済み印のある領収書」の写し
③ 中津川市特定不妊治療費助成事業受診等証明書	指定医療機関が作成
④ 不妊治療を受けた医療機関発行の領収書	不妊治療にかかった全ての領収書を持参してください。ただし、治療を受けた方の氏名が記入されたものに限ります。
⑤ 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明し、夫と妻の住所を確認できる書類	市役所の市民課で住民票を取得してください。ただし、夫婦であることを確認するために、 <u>世帯全員もしくは夫婦分で、世帯主名・本籍・続柄が省略していないものを発行してもらうように窓口で申し出てください。</u> ※発行後3ヶ月以内のものに限ります。
⑥ 請求書	申請書の＜申請者＞名義の口座に振り込まず妻の名前で申請して夫の口座に振り込むことは出来ません。そのため、どちらの名前で申請したか覚えておいてください。 申請書の＜申請者＞欄に押印した印鑑を、請求書に再度押印していただきます。どの印鑑を使ったか覚えておいてください。 (日付は未記入)

問い合わせ先：中津川市健康医療課

〒508-0045

中津川市かやの木町2番5号

Tel 0573-66-1111 内線(626) Fax 0573-62-0058